

資料 1

大阪府災害時歯科保健医療提供体制推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 地震等による大規模災害時に、大阪府域において歯科医療救護活動及び避難所での歯科保健衛生活動を迅速・適切に行うためには、歯科医療班（J D A T）の早急な編成や、歯科保健医療のニーズを把握することが必要である。そこで、関係団体や有識者等の意見交換、懇談等を行い、大阪府域の災害時歯科保健医療体制の構築・推進を図ることを目的として、「懇話会等行政運営上の会合に関する取扱要領（平成24年10月23日付け人事第2152号）」に基づき、大阪府災害時歯科保健医療体制推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、関係者の間で情報を共有し、必要に応じ関係者の意見の収集を行う。

- (1) 災害時の歯科保健医療提供体制の構築に関すること。
- (2) 災害時の歯科保健医療提供体制の推進に関すること。
- (3) その他、災害時の歯科保健医療提供体制に係る総合的な調整に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、学識経験のある者、医療関係団体の代表者、災害時の保健医療活動に従事する者、その他必要と認める者のうちから、大阪府健康医療部長が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じたときは、速やかに補充するものとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 懇話会の会議は、大阪府健康医療部健康推進室長が招集する。

- 2 座長は、委員の中から互選する。
- 3 座長は、懇話会を代表し、総括する。
- 4 座長に事故等があるとき、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。
- 6 委員に支障があるときは、代理人が出席することができる。

(謝礼金)

第5条 委員及び前条第6項に規定する代理人（以下「委員等」という。）の謝礼金の額は、懇話会の出席につき日額8,300円とする。

- 2 委員等のうち、大阪府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、謝礼金を支給しない。

(費用弁償)

第6条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）の規定による指定職等の職務にあるもの以外の者の額相当額とする。

2 前項の費用弁償の支給についての路程は、委員等の居住地の市町村から起算する。

3 前二項の規定に関わらず、委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(秘密の保持)

第7条 委員等は、職務上知り得た個人的事項を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委員がその職を退いた後並びに第4条第5項により出席した委員以外の者及び同条第6項により出席した代理人が当該会議に出席した後について準用する。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、大阪府が定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月13日から施行する。